柏原市まちづくり基本条例とその考え方

第1条(目的)

この条例は、柏原市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民の権利と 責務及び市の機関の責務を明確にし、市民がまちづくりに参加し、協働することにより、 市民主体による地域社会の実現を図ることを目的とする。

考え方

本条では、条例の目的を定めています。市民主体の地域社会の実現を図ることを目的とし、そのためには、柏原市のまちづくりの理念を明らかにするとともに、市民の権利と責務及び市の機関の責務を明確にし、市民の参加と協働によって行われることとしています。

これまでの市政運営は、市が考えた案を市民に提示して意見を聴くのみという形で行われてきました。しかし、現在、市民ニーズは多様化、個別化してきており、これら多岐にわたる市民ニーズに対応した、きめ細かな手続が求められています。

そのためには、市民ニーズの的確な把握とともに、市民自らが考えて行動するという市民の参加と協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。市が重要な施策を決定するときには、政策の企画立案から実施に至るまで、市民が主体的にまちづくりに参加し、パートナーシップの精神(対等な立場で協力し、それぞれの役割を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係のこと)に基づいて、市民の持つ豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通じて、自分たちが目指す地域社会を実現していくものです。

第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民

市内に居住する者、市内に通勤、通学する者並びに市内に事業所を置く事業者及びその他の団体をいう。

(2) 参加

市の機関が実施する政策の企画立案、実施及び評価に至る過程に責任をもって主体的に関与することをいう。

(3) 協働

市民及び市の機関が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性 を相互に尊重しながら協力し合い、又は補完し合うことをいう。

(4) 市の機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

(5) 市民公益活動

市民が市内において自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に 寄与することを目的とする活動で、営利、宗教、政治及び公益を害するおそれのある 活動を目的としないものをいう。

第3条(この条例の位置付け)

この条例は、まちづくりの基本となるものであり、市民及び市の機関は、この条例に 定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 市の機関は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は 変更に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

考え方

本条は、この条例の位置付けについて定めています。第1項では、本市のまちづくりの基本となる条例であると位置付け、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するにあたり、この条例に定める事項を最大限尊重するよう定めています。

第2項では、市の機関は、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策 定等は、この条例による考え方と整合性を図らなければならないとしています。

第4条(まちづくりの基本理念)

まちづくりは、夢のある地域社会の実現に向けて、柏原市の現在及び未来に責任を負うことのできる市民主体のまちづくりを行うものでなければならない。

2 まちづくりは、市民と市の機関が「パートナーシップの精神」に基づいて推進し、 市民がその成果を享受していくものでなければならない。

考え方

本条は、本市が目指すまちづくりの基本理念を定めています。第1項では、市民一人 ひとりが責任をもって「夢のある地域社会」の実現に向けて、まちづくりを行うものと 定めています。

第2項では、「まちづくりは、市民と市の機関がパートナーシップの精神(対等な立場で協力し、それぞれの役割を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係)に基づいて推進してくものであり、市民がその成果を享受するものでなくてはならない。」とするものです。

第5条(基本原則)

第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。

- (1) 市民及び市の機関は、対等の立場に立ち、協働してまちづくりを推進すること。
- (2) 市民は、まちづくりへの参加の機会が公正かつ平等に保障されること。
- (3) 市民及び市の機関は、互いにまちづくりに関する情報を共有しあうこと。
- (4) 市民公益活動は、自主性及び自立性を基本とし、尊重されること。
- (5) 市民及び市の機関は、一人ひとりの人権を尊重すること。

考え方

本条では、条例の目的を達成するための行動指針として、5つの基本原則を定めています。

- * 第1号では、市民及び市の機関は、対等な協力関係を基本として、協働してまちづくりを推進することを定めています。
- * 第2号では、市民は、まちづくりへの参加にあたり、時期、方法等参加の機会が公正かつ平等に保障され、また、参政権の有無に関係なく、社会的身分、人種、信条、 年齢、性別及び職業等にとらわれることなく、まちづくりへの参加の機会が公正かつ

平等に保障されることを定めています。また、20歳未満の青少年及び子どもについて、それぞれの年齢に相応しいまちづくりに参加する権利を有するものとしています。

- * 第3号では、まちづくりを進めていくためには、市民と市の機関がまちづくりに関するすべての情報を共有し合うことが必要なことから、本規定を定めています。
- * 第4号では、市民と市の機関によるまちづくりを推進していくためには、市民公益活動が必要であり、その活動にあたっては、自主性及び自立性が尊重されなければならないことを定めています。
- * 第5号では、まちづくりの推進にあたっては、一人ひとりの人権が尊重されるものであり、何ら差別を受けるものではないとしています。

第6条(市民の権利)

市民は、まちづくりに参加し、その成果を享受する権利を平等に有する。

- 2 市民は、自己の責任において的確に判断できるようまちづくりに関する情報を知る 権利を有する。
- 3 市民は、市民公益活動に当たっては、自主性及び自立性を尊重されなければならない。
- 4 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、不当に差別的な扱いを受けない。
- 5 市民は、まちづくりに参加するに当り、自らが持つ豊かな知識と経験を活かすことができる権利を有する。

考え方

本条は、市民参加と協働によるまちづくりを進める上で、市民の基本的な権利について定めています。

- * 第 1 項では、市民は、まちづくりへ参加する権利とともに、まちづくりへの参加、 不参加を問わず、その成果を平等に享受するものとしています。
- * 第2項では、まちづくりへの参加にあたり、市から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利を定めています。
- * 第3項では、まちづくりを推進していくためには、市民公益活動が必要であり、その活動にあたっては、自主性及び自立性が尊重されなければならないことを定めています。
- * 第 4 項では、まちづくりに「参加する」、「参加しない」ことによって、差別的な扱いを受けないことを定めています。
- * 第5項では、市民の持つ豊かな知識と経験をまちづくりに活かせる権利を有することを定めています。

第7条(市民の責務)

市民は、まちづくりの主体であり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加し、又は協働するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

考え方

本条は、市民参加と協働によるまちづくりの推進における市民の責務について定めた もので、市民はまちづくりの主体であって、まちづくりに積極的に参加し、推進するよ う心がけるとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないものとしていま す。

第8条(市の機関の責務)

市の機関は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるようまちづくりに関する情報を積極的に公開し、提供することにより市民と情報を共有するよう努めなければならない。

- 2 市の機関は、市民のまちづくりへの参加(以下「市民参加」という。)の機会を積極 的に設けるとともに、まちづくりに関する市民からの意見、提案等を適切にその施策 に反映させるよう努めなければならない。
- 3 市の機関は、市民の参加及び協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動 に協力し、促進を図るよう努めなければならない。

考え方

本条では、この条例をより実効性のあるものとするため、市の機関の責務を明確にしたものです。

- * 第 1 項では、市の機関は、市民が自らの責任と役割において市民参加を推進するため、まちづくりに関する情報を公平、的確、迅速に提供し、市民と情報を共有するよう努めなければならないことを定めています。情報の提供と共有は、市政の公正性、透明性を確保するために重要なものです。
- * 第 2 項では、まちづくりを推進するためには、市民に対して市政への参加の機会 を積極的に提供すること、また、市民から出された意見、提案等については、適切に その施策に反映させるよう努めなければならないとしています。
- * 第3項では、市の機関は、社会の様々な課題の解決を目指し、自主的に行われる 市民公益活動との連携を図ることが必要です。このため、これらの活動に対して協力 し、促進を図るように努めることとしています。

第9条(個人情報の保護)

市民及び市の機関は、個人の権利利益を保護するため、保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

考え方

本条では、市民及び市の機関は、情報を積極的に提供しますが、個人の権利利益を保護しなければならないこと、また、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、適正に取り扱わなければならないことを定めています。本市では個人情報保護条例を制定しており、その取り扱いに十分配慮を払っています。

第10条(説明責任)

市民及び市の機関は、まちづくりを協働し、参加するに当っては、その政策の内容等 について説明する責任を果たさなければならない。

考え方

本条では、市民及び市の機関の説明責任について定めています。「市の機関が、政策の立案から実施、評価に至る段階において、経過や内容、効果、公共性、必要性等について分かりやすく市民に説明する責任を要するとともに、市民も同じく、まちづくりに関する自らの意見・提案等について、説明責任を果たさなければならないものとします。

第11条(市民参加の対象)

市の機関は、次に掲げる施策を行おうとするときは、あらかじめその施策を公表し、 市民参加の手続を行わなければならない。

- (1) まちづくりの基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は改廃
- (2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (3) 市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や 運営に関する方針の策定又はそれらの変更
- 2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、緊急に行う必要があるとき、必要性が少な いと判断したとき等は、市民参加の手続を行わないことができる。
- 3 市の機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わなかったときは、その理由を 公表するものとする。

考え方

本条は、市民参加の対象に関することについて定めています。これまでもアンケート や各種説明会・審議会等への参加など市民参加を行ってきましたが、市民参加を求める かどうかについての基準がなく、その判断は、行政(担当課)の判断で行われ、ばらつきが見受けられました。このため、統一的な基準を設け、市民参加を行わなければならない事項を定めるものです。

第1項では、市民参加の対象となる事項を定めています。

* 第1号は、「まちづくりの基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は改廃」を市民参加の対象としたものです。これらの計画は、本市の長期的かつ基本的な方向性を示しているものであり、市民、市の機関、議会が市の将来に対する共通の目標や認識を持ち、これらの計画に基づいた施策や事業を進めていくためには、市民の理解と協力がなければ成り立たないものであることから、計画を策定又は改廃する際には、市民参加手続きを行うことを義務付けたものです。

例えば、総合計画、高齢者いきいき元気計画、地域防災計画、次世代育成支援行動 計画等をいいます。

* 第2号は、「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃」を市民参加の対象としたものです。基本的な計画や条例の他にも市民に労力や負担を求め、市民生活に重大な影響を与える制度をいいます。

例えば、情報公開条例、まちづくり基本条例、個人情報保護条例、ごみの分別収集制度、犬のふんの放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱の防止に関する条例等をいいます。

* 第3号は、「市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定及びその

利用や運営に関する方針、又はそれらの変更」を市民参加の対象としたものです。これは、市の施設の設置に当たっては、限られた財源を有効に活用し、市民ニーズに適応した利用しやすい施設とすることが一層求められていることから市民参加を行うことを義務付けたものです。

例えば、学校、公民館、保育所、図書館、公園等をいいます。

第2項では、市民参加を行わないことができる事項を定めています。

「緊急に行う必要があるとき」とは、市民参加の対象となる事項の例外として、緊急性を要するものについては、市民参加の対象としないことができるとしたものです。例えば、災害、不慮の事態が生じた場合、時間的な制約があり、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参加の手続をとってからでは間に合わない場合を想定したものです。

また、必要性が少ないものとは、関係法令の改正によるものなど、市民参加を行っても市民の意見が反映できないものです。

*第3項では、第1項で掲げた事項において、第2項の規定によって市民参加の対象としなかった場合においては、その理由を公表することを定めたものです。これは、市民参加の対象としなかった理由を公表することによって、市の機関に説明責任を課したものです。

第12条(市民参加の方法等)

市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等
- (2) 意見公募
- (3) 公聴会
- (4) その他の市民参加の方法
- 2 市の機関は、年齢、性別、職業その他社会的理由を考慮して、市民参加の機会を失することがないよう、前項に定める方法により市民参加の手続を行わなければならない。
- 3 市の機関は、1つの方法によることが不適当と認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとする。

考え方

本条は、市民参加の方法を定めたものです。

- * 第 1 項では、市民参加の方法として、「審議会等」、「意見公募」、「公聴会」、「その他の参加の方法(現場説明会、アンケート、ワークショップ等」を設定しています。 ワークショップとは、施策の策定について、早い時期から市民同士や市民と行政が自由な作業議論を行うことを通して合意形成を図る参加の手法
- * 第 2 項では、市民参加を行うときは、前項の市民参加の方法のうち、その施策等に相応しく、また市民の関心の高さなどを考慮して、最も効果が期待できる適切な時期に市民参加の手続きを行い、より広範な市民の参加が得られるよう努めなければならないことを定めています。

* 第3項では、より多くの市民の意見を求める必要がある場合は、2つ以上の市民参加の方法を併用することに努めるよう定めています。これは、市民参加の方法にはそれぞれ特徴があり、参加しやすい方法が個々の市民によって異なることなど、複数の市民参加の方法を用いることがより効果的と考えられる場合もあることから定めています。

第13条(意見等の取扱い)

市の機関は、広く市民の意見等を聴くため、市民参加の方法を行ったときは、提出された意見、提案及び情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

考え方

本条では、市民から提出された意見などの取り扱いについて定めています。市の機関は、市民から提出された意見、提案、情報等を検討し、施策を実施するよう努めなければならないとしています。「総合的かつ多面的に検討しなければならない」とは、一つの市の機関における内部的な検討にとどまらず、関係機関に情報を提供し、そのときの社会情勢、財政状況、政策展開など幅広い視野に立って市全体で検討することをいいます。

第14条(審議会等の委員)

市の機関は、まちづくりに関する各種の審議会、委員会、協議会等(以下「審議会等」 という。)の委員には、市民が構成員となるよう努めるとともに、当該委員を公募により 選考するよう努めなければならない。

2 市の機関は、前項の規定により審議会等の委員を公募したときは、その結果を公表 するものとする。ただし、公募によらず選考したときは、その理由を公表するものと する。

考え方

本条では、市民参加の方法の1つである「審議会等」について定めたものです。

- * 第1項では、審議会等に、市民の意見を反映させるため、審議会等の委員を公募により市民から選任するように努めることを定めています。
- * 第 2 項では、審議会等の委員を市民から公募したときは、その結果を公表すること。また、公募しなかったときは、その理由を公表することを義務付けています。これは、経過や結果を分かりやすく市民に説明し、本人や市民の理解が得られるよう、市の機関の説明責任として定めています。

第15条(会議の公開)

審議会等の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開するものとする。ただし、審議事項が個人情報に該当する等の理由により、審議会等で非公開と決定したときは、この限りでない。

- 2 審議会等は、会議を非公開と決定したときは、その理由を公表しなければならない。
- 3 審議会等は、会議を非公開とするとき及び緊急に会議を開催する必要があるときを 除き、会議の開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとする。
- 4 審議会等は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただ

し、非公開と決定したときは、会議録の公表をしないことができる。

考え方

- * 第 1 項では、審議会等の会議の公開は市政に対する関心を高め、市民参加を推進し、 開かれた市政の実現を目指すうえで不可欠なものです。また、会議を公開することに より、審議内容の経過を市民に公開し、適正に会議が進行されているか、十分に検討 が行われているかを市民が確認することができ、その機会を確保しようとするもので す。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項に個人 情報などに関する事項が含まれるときは、非公開とすることができるとしています。
- * 第2項では、市民への説明責任から、非公開とした場合の理由を公表しなければならないとしています。
- * 第3項では、審議会等の会議の公開による市民参加の前提として、市の機関に対し、会議の開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならないと定めています。
- * 第4項では、会議の傍聴等の機会が得られない市民に対する補完措置として、会議録の作成と公表を義務づけたものです。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、公表しないことができるとしています。

第16条(意見公募の実施)

市の機関は、策定しようとする政策等に対して、市民の意見を求めようとするときは、意見公募を行うものとする。

考え方

本条は、市民参加の方法の1つである「意見公募」について定めたもので、市民の意見を市政に反映させるため、政策等の企画・立案段階において、その目的、内容などを公表し、意見公募手続を実施するものです。

第17条(公表事項)

市の機関は、意見公募を行うときは、政策等の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、意見公募が終結したときは、その結果を公表するものとする。

考え方

本条は、意見公募により意見を求めようとするときの公表事項について定めたものです。

- * 第 1 項では、市民に意見を求めるには、適切に情報を公表することが必要であり、 市民にとって意見が提出しやすく、適切な判断ができやすいように、論点などを明確 にした資料等を提供するものとします。
- * 第 2 項では、説明責任を果たすということからも、市民からの提案や意見を聴くだけでなく、その内容が施策等の案に反映されたか否かなどの結果について、市の考え方を公表し、本人や市民の理解が得られるように努めなければならないとしています。

第18条(公聴会の実施)

市の機関は、次に掲げるときは、公聴会を開くことができる。

(1) 重要な施策等を策定しようとするとき

- (2) 市民の権利等に著しく影響を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 他の市民参加の方法により公聴会の必要性が求められ、それが妥当と認めると
- (4) その他市長が必要と認めるとき

考え方

本条は、市民参加の方法の1つである「公聴会」について定めたもので、公聴会を実施する場合の要件を定めています。これは、重要な施策等を策定するときや「審議会」「意見公募」、「その他の市民参加の方法」の市民参加を実施したことにより、公聴会の必要性が認められたときなどとしています。

第19条(公表事項)

市の機関は、公聴会を開催するときは、政策等の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、公聴会が終結したときは、その結果を公表するものとする。

考え方

本条は、公聴会により意見を求めようとするときの公表事項を定めたものです。

- * 第1項では、市民に意見を求めるには、適切に情報を公表することが必要であり、市民にとって意見が提出しやすく、適切な判断ができるように、論点などを明確にした資料等を提供するものとします。
- * 第 2 項では、説明責任を果たすということからも、公聴会で出された市民からの提案や意見、質疑の内容、配布資料等について、市民の理解が得られるよう公表するものとしています。

第20条(その他の市民参加の方法)

市の機関は、審議会等、意見公募及び公聴会のほか、より効果的と認められる市民参加の方法(以下「その他の市民参加の方法」という。)があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

考え方

本条は、市民参加の方法として、審議会等、意見公募、公聴会以外で、より効果的な市民参加の方法がある場合は、その他の方法を積極的に用いることについて定めたものです。その他の市民参加の手続きとしては、アンケート、説明会、ワークショップ等があります。

第21条(公表事項)

市の機関は、その他の市民参加の方法を行うときは、政策等の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、その他の市民参加の方法が終結したときは、その結果を公表するもの とする。

考え方

本条は、その他の市民参加の方法により意見を求めようとするときの公表事項について定めたものです。市民に意見を求めるには、適切に情報を公表することが必要であり、市民にとって意見が提出しやすく、適切な判断ができるように、論点などを明確にした

資料等を提供するものとします。

第2項では、説明責任を果たすということから、市民からの提案や意見を聴くだけでなく、その内容がどのように施策等に反映されたか否かなど、結果について、市の考え方を公表し、本人や市民の理解が得られるように努めなければならないこととしています。

第22条(市民からの意見等の取扱い)

市の機関は、第12条第1項各号に規定する市民参加の方法によらない市民からの意見、提案等(以下「市民からの意見等」という。)については、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものに限り、提出された市民からの意見等を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

考え方

本条は、市民参加の手続きに依ることなく、市民が自発的に提出した意見・提案・要望・苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第12条に規定する市民参加の手続きを経て、提出された意見などの取り扱いに準じて、取り扱うよう定めたものです。

第23条(公表事項)

市の機関は、前項に規定する市民からの意見等及び検討結果を公表するものとする。 考え方

本条は、市民参加の方法に依ることなく提出された意見・提言・要望・苦情等のうち、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものは、その検討結果について、市の考え方を公表し、本人や市民の理解が得られるように努めなければならないこととしています。

第24条(委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。